

# トキめき新潟国体・トキめき新潟大会 飲料水衛生対策指針

平成 20 年 3 月 25 日決定

この指針は、トキめき新潟国体環境衛生対策要綱に基づき、新潟県（生活衛生課、地域振興局健康福祉（環境）部）、新潟市（新潟市保健所）及び権限移譲済み市町村が、飲料水衛生対策を行うことにより、「トキめき新潟国体」、「トキめき新潟大会」（以下、「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員等が利用する競技会場、宿泊施設等（以下、「選手等利用施設」という。）における飲料水の衛生確保を図り、飲料水による事故を未然に防止することを目的とする。

なお、権限移譲済み市町村とは、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、水道法にかかる事務処理（簡易専用水道関係）の移譲を受けている市町村を指す。（以下、「移譲済み市町村」という。）

## 第 1 基本方針

- 1 生活衛生課は、新潟市保健所及びトキめき新潟国体・トキめき新潟大会実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）と連携して、指針による対策の実施を推進する。
- 2 地域振興局健康福祉（環境）部（以下、「県保健所」という。）及び移譲済み市町村は、選手等利用施設に対する監視・指導を行い、飲料水の衛生確保を図る。

## 第 2 実施期間

この指針による対策の実施は、両大会終了までとする。

## 第 3 監視・指導

### 1 対象施設

- (1) 監視・指導の対象施設は、選手等利用施設に給水する以下の施設とする。

- ア 上水道、簡易水道及び専用水道等の水道施設
- イ 水道水を水源とする貯水槽給水施設（簡易専用水道施設を含む。）
- ウ 水道水以外を水源とする貯水槽給水施設及び飲用井戸
- エ 臨時に飲料水等を供給するために設けられる給水施設

- (2) 県実行委員会、会場地市町村実行委員会及び会場地市町村（以下、「実行委員会等」という。）は、上記 1（1）イからエの給水形態の選手等利用施設について、両大会開催のおおむね 4 ヶ月前までに、別紙 1 により、当該市町村を管轄する県保健所または新潟市保健所に提出する。

移譲済み市町村内の貯水槽給水施設から供給される水を使用する施設については、同様に、移譲済み市町村へ提出する。

### 2 監視・指導の実施

原則として、両大会開催前に監視・指導を行い、開催期間中は必要に応じて実施する。

( 1 ) 水道施設

県保健所は、水道法及び新潟県小規模水道条例に基づき、日常点検の徹底を中心に、給水の安全等に係る指導を行う。また、水道事業者に対して、供給規程等に基づく貯水槽水道施設への指導、助言及び勧告の強化を求める。

( 2 ) 水道水を水源とする貯水槽給水施設（簡易専用水道施設を含む。）

県保健所は、水道法及び新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱（以下、「貯水槽管理指導要綱」という。）等に基づき、実行委員会等と連携して維持管理状況の把握に努め、日常点検の徹底を中心に設置者または施設管理者等（以下、「設置者等」という。）に対する指導を行い、必要に応じて、立入指導を実施する。

また、移譲済市町村についても、同様に監視・指導等を実施する。

両大会開催前までに飲料水等の衛生確保の確認が困難であると判断される場合は、実行委員会等に対して、代替施設からの給水を検討するよう指示する。

( 3 ) 水道水以外を水源とする貯水槽給水施設及び飲用井戸

県保健所は、貯水槽管理指導要綱及び飲用井戸等衛生対策要領に基づき、市町村担当課及び実行委員会等と連携して維持管理状況の把握に努め、日常点検の徹底を中心に設置者等に対する指導を行い、必要に応じて、立入指導を実施する。

なお、関係法令等に基づいた水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については、実行委員会等と協力して、設置者等に対して、水質検査の実施及び基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

また、移譲済市町村についても、同様に監視・指導等を実施する。

両大会開催前までに飲料水等の衛生確保の確認が困難であると判断される場合は、実行委員会等に対して、代替施設からの給水を検討するよう指示する。

( 4 ) 臨時に飲料水等を供給するために設けられる給水施設

実行委員会等は、当該施設の設置に関して、県保健所と事前に協議を行う。

県保健所は、施設の設置後に、原則として立入指導を行うこととし、日常点検の徹底について設置者等を指導する。

なお、水道水以外を水源とする場合は、上記（ 3 ）により指導等を行う。

### 3 報告

( 1 ) 県保健所及び移譲済市町村は、監視・指導の実施結果について、別紙 2 により生活衛生課へ報告する。

また、両大会開催前までに飲料水等の衛生確保の確認が困難であると判断された施設等について、概要（様式は任意）を生活衛生課に報告する。

( 2 ) 生活衛生課及び新潟市保健所は、監視・指導の実施結果を県実行委員会に情報提供するとともに、関係機関との調整・検討を行う。

#### 第4 事故発生時の給水体制

実行委員会等は、断減水時の事故に対する給水体制の確立のため、災害時における市町村間の応援体制をもとにした給水車等の応援態勢を整備する。